

特定創業支援等事業(豊後大野市)

- 創業に必要な4つの知識(経営・財務・人材育成・販路拡大)が身につく創業支援 ※豊後大野市が国に認定された支援に限る。
- 1ヶ月以上かつ**全4回以上の支援**を受け要件を満たした方は、**受講証明書**の発行を受けることができます。
- 交付された受講証明書を使用して、さまざまな**優遇措置**を受けることができます。
- 受講の証明書の発行対象者は、これから創業を行おうとする事業を営んでいない個人・創業後5年未満の個人事業主または法人代表者。
※産業競争力強化法第2条第31項第1号及び同項第2号、同項第3号、同項第4号に該当する方が対象。

1 個別創業相談

1ヶ月以上継続した全4回以上の個別創業支援
(支援機関：豊後大野市商工会・cocomio)

2 cocomioローカルビジネススクール

地方で事業を継続するための知識を学べるセミナー (全4回)
(支援機関：cocomio)

3 創業ステップアップセミナー

事業を計画的に持続成長させるための知識を学べるセミナー
(支援機関：おおいたスタートアップセンター)

受講証明書 発行手続きの流れ

STEP 01



支援を受ける

左記1～3
いずれかの
支援を受ける

STEP 02



報告書の交付

支援機関から
支援実施報告書等
の交付を受ける

STEP 03



申請

豊後大野市役所
に申請書を提出

STEP 04



証明書取得

豊後大野市役所
で証明書を取得

受けることのできる優遇措置

(1) 登録免許税の軽減措置 (窓口) 大分地方法務局

設立形態	通常の税率	軽減措置適応後の税率
株式会社	資本金額×0.7% ※1.5万円に満たないときは、1件につき1.5万円	資本金額×0.35% ※7.5万円に満たないときは、1件につき7.5万円
合同会社	資本金額×0.7% ※6万円に満たないときは、1件につき6万円	資本金額×0.35% ※3万円に満たないときは、1件につき3万円

(2) 創業関連保証での優遇措置 (窓口) 銀行・信用組合

大分県信用保証協会の創業関連保証(※)について
事業開始6か月前(通常事業開始2か月前)から利用可能となる。

(※)保証限度額3,500万円、創業を予定されている方や創業後5年未満の法人等が事業に必要な資金を支援する保証制度。(融資)
大分県信用保証協会および銀行・信用組合の審査を要す。

※優遇措置の内容は、国の制度改正等によって変更される場合があります。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇 (窓口) 商工会

新規開業・スタートアップ支援資金(※)について
特別利率A(基本金利▲0.4%前後)が適用される。

(※)新たに事業を始める方または事業開始後
おおむね7年以内の方を対象とした融資制度。
日本政策金融公庫の審査を要す。



(4) 持続化補助金<創業型>の申請対象 (窓口) 商工会

創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する
持続化補助金<創業型>の申請対象になる。

補助上限：200万円、補助率2/3

※特定創業支援等事業による支援を受けた日および開業日が
公算締切日から起算して過去1か年以内の事業者が対象。



関連リンク

市HP



cocomio



豊後大野市
商工会



スタートアップ
センター



お問合せ先

豊後大野市役所
商工観光課 経済振興係
TEL：0974 - 22 - 1127
Mail：st1603@city.bungoono.lg.jp